

瀬戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第8号

瀬戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市国民健康保険条例施行規則（昭和36年瀬戸市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第6条の2 <省略> 2 前項の直接支払制度を利用した世帯主で直接支払制度実施要綱の規定に基づき病院、診療所又は助産所（以下「医療機関等」という。）から請求した代理受取額が条例第4条第1項に規定する出産育児一時金の額に満たないものが当該代理受取額と当該出産育児一時金の額との差額の支給を受けようとするときは、出産育児一時金支給申請書に医療機関等から交付された明細書を添えて、市長に提出しなければならない。 附 則 4 傷病手当金の支給期間は、令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間で療養のため労務に服することができない期間とする。ただし、入院が継続する場合等は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。	第6条の2 <省略> 2 前項の直接支払制度を利用した世帯主で直接支払制度実施要綱の規定に基づき病院、診療所又は助産所（以下「医療機関等」という。）から請求した代理受取額が条例第4条第1項又は第2項に規定する出産育児一時金の額に満たないものが当該代理受取額と当該出産育児一時金の額との差額の支給を受けようとするときは、出産育児一時金支給申請書に医療機関等から交付された明細書を添えて、市長に提出しなければならない。 附 則 4 傷病手当金の支給期間は、令和2年1月1日から令和5年3月31日までの間で療養のため労務に服することができない期間とする。ただし、入院が継続する場合等は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。